

## 権限移譲対象パッケージ一覧

分類	NO	事務内容	根拠法令等	事務数	対象	
					市町	
I 国際交流のまちづくり	1	旅券の申請受理と交付に係る事務	旅券法	12	市町	
II 安全と安心のまちづくり	1	生活関連物資等の特定物資に関し必要な調査等に係る事務	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	7	市町	
	2	生活関連物資等の指定物資に関する指示等に係る事務	国民生活安定緊急措置法	5	市町	
	3	飲食料品以外の農林物資の品質表示に係る事務	日本農林規格等に関する法律	5	市町	
	4	食品表示に係る事務（品質事項に限る。）	食品表示法	5	市町	
	5	高圧ガス製造許可等に係る事務	高圧ガス保安法	96	市町	
	6	液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	64	市町	
	7	液化石油ガス用品の販売事業者及びガス用品の販売事業者に対する立入検査等に係る事務	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ガス事業法	4 4	町	
	8	計量法に基づく勧告、定期検査等に係る事務	計量法	38	市町	
	9	特定保守製品に関する立入調査等に係る事務	消費生活用製品安全法	4	町	
III 助け合いのまちづくり	1	NPO法人設立の認証等に係る事務	特定非営利活動促進法	29	市町	
	2	指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	11	市町	
	3	〔福祉事務所に係る事務〕				町
		生活保護の決定・実施等に係る事務	生活保護法	31		
	4	母子保護の実施等に係る事務	児童福祉法	6		
	5	母子・父子自立支援員の設置等に係る事務	母子及び父子並びに寡婦福祉法	5		
	6	手当の受給資格の認定等に係る事務	児童扶養手当法	12		
	7	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給等に係る事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律等	12		
	8	郵便による不在者投票の障害程度の証明に係る事務	公職選挙法施行令	1		
	9	認定こども園に係る情報の提供等に関する事務	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	2	松山市	
	10	中核市が設置する母子生活支援施設及び保育所に係る指導監査に関する事務	児童福祉法	3	松山市	
11	中核市が経営する軽費老人ホームに係る指導監査に関する事務	社会福祉法	1	松山市		
IV 都市と農山漁村の共生のまちづくり	1	農地等の賃貸借の解約等の許可等に係る事務	農地法（A）	2	市町	
	2	農地の転用の許可等に係る事務（4ha以下の農地転用で当該市町区域外に渡らないものに限る。）	農地法（B）	13	市町	
	3	農用地区域内における開発行為の許可等に係る事務	農業振興地域の整備に関する法律	6	市町	
	4	換地計画の認可等に係る事務	土地改良法	10	市町	
	5	個人・組合が施行する土地区画整理事業の施行の認可等に係る事務	土地区画整理法（A）	14	市町	
	6	個人・組合が施行する土地区画整理事業の建築行為等の許可等に係る事務	土地区画整理法（B）	1	町	
	7	開発の許可等に係る事務	都市計画法	16	市町	
	8	削除（都市計画法（B） 測量・調査のための土地の試掘等の許可等に係る事務：市へ法定移譲）				
	9	削除（都市緑地法 緑地保全計画等に係る事務：市へ法定移譲）				
	10	削除（工場立地法及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律 特定工場の新設の届出受理等に係る事務：町へ法定移譲）				
	11	権利取得者の利用目的の届出等に係る事務	国土利用計画法	14	市町	
	12	土地を譲渡しようとする場合の届出等に係る事務	公有地の拡大の推進に関する法律	4	町	
	13	準用河川の立入り及び境界確定に係る事務	国有財産法	10	市町	
	14	漁港区域の立入り及び境界確定に係る事務	国有財産法	10		
	15	港湾隣接区域の立入り及び境界確定に係る事務	国有財産法	10		
	16	公有水面埋立の免許等に係る事務（市管理漁港区域に限る。）	公有水面埋立法	31	市	
	17	海岸保全区域の占用の許可等に係る事務	海岸法	38	市町	
	18	新たに生じた土地の届出等に係る事務	地方自治法	2	市町	
	19	削除（地方自治法 市町内の町・字の区域の変更届出等に係る事務：市町村へ法定移譲）				
	20	宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与することの認定関係等に係る事務	租税特別措置法	8	町	
	21	削除（宅地造成等規制法 宅地造成工事規制区域の指定等に係る事務：法改正に伴う移譲廃止） ※1				

分類	事務内容			事務数	対象市町
	No	事務内容	根拠法令等		
IV 都市と農山漁村の共生のまちづくり	22	市街地再開発促進区域内における建築の許可等に係る事務	都市再開発法（A）	8	町
	23	再開発事業計画の認定等に係る事務	都市再開発法（B）	6	市町
	24	削除（被災市街地復興特別措置法 土地の変更又は建築物新築等の許可に関する事務等：市へ法定移譲）			
	25	削除（住宅地区改良法 改良地区内における建築物等の新築等の許可等に係る事務：市へ法定移譲）			
	26	特定路外駐車場の届出等に係る事務	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	4	町
	27	岩石採取計画の認可等に関する事務	採石法	18	市町
	28	砂利採取計画（河川区域等の区域内にあるものを除く。）の認可等に関する事務	砂利採取法	18	市町
	29	雨水浸透阻害行為の許可等に関する事務 ※2	愛媛県特定都市河川浸水被害対策法施行条例	16	大洲市
	30	保全調整池の指定等に関する事務 ※2	愛媛県特定都市河川浸水被害対策法施行条例	6	大洲市
	31	貯留機能保全区域内の土地における行為の届出の受理に関する事務 ※2	愛媛県特定都市河川浸水被害対策法施行条例	2	大洲市
	32	測量又は調査のための立入及び一時使用に関する事務 ※2	愛媛県特定都市河川浸水被害対策法施行条例	4	大洲市
	V きめ細かな建築行政推進のまちづくり	1	特定行政庁（限定特定行政庁）に係る事務		
		建築物等の確認審査等に係る事務（特定行政庁）	建築基準法	68	
2		建築物等の確認審査等に係る事務（限定特定行政庁）	建築基準法	19	
3		特定建築物に関する指導・助言・指示等に係る事務	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	8	
4		特定建築物の耐震改修に関する指導・助言・指示等に係る事務	建築物の耐震改修の促進に関する法律	2	市
5		建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画に係る事務	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	3	
6		建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画に係る事務（建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物に限る）	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	3	
7	特定建築物等に関する指導及び助言等に係る事務	人にやさしいまちづくり条例	8		
VI 生活環境保全のまちづくり	1	浄化槽の設置等の届出の受理等に係る事務（建築基準法第6条第1項の建築確認に係る事務を除く）	浄化槽法	24	市町
	2	特定化学物質の排出量に係る届出等に係る事務	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	9	市
	3	公害防止統括者等の選任に係る届出等に係る事務	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	7	市
	4	削除（騒音規制法 騒音規制地域の指定、基準の設定等に係る事務：市へ法定移譲）			
	5	削除（悪臭防止法 悪臭規制地域の指定、基準の設定等に係る事務：市へ法定移譲）			
	6	削除（振動規制法 振動規制地域の指定、基準の設定等に係る事務：市へ法定移譲）			
	7	ダイオキシン類に係る特定施設の設置の届出等に係る事務	ダイオキシン類対策特別措置法	28	市
	8	水質汚濁に係る特定施設の設置の届出等に係る事務	水質汚濁防止法	32	市
	9	ばい煙発生施設等の設置の届出等に係る事務	大気汚染防止法	55	市
	10	土壌汚染対策法に係る土壌汚染状況調査等に係る事務	土壌汚染対策法	62	市
	11	ばい煙及び粉じん発生施設、排水施設の設置の届出等に係る事務	愛媛県公害防止条例	6	市
	12	土砂条例に係る特定事業の許認可等に係る事務	愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	34	市
	13	犬、猫の引取りに係る事務	動物の愛護及び管理に関する法律	1	市町
	14	建築物衛生管理業に係る業者登録等に係る事務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律等	5	保健所設置市
	15	第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出及び特定（危険）動物の飼養許可に関する事務	動物の愛護及び管理に関する法律等	24	保健所設置市
	16	廃棄物再生事業者登録に係る事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	5	市町
VII 活力のある商工業によるまちづくり	1	特定商工業者の該当基準の引上げの許可等に係る事務	商工会議所法	9	市町
	2	商工会の設立の認可等に係る事務	商工会法	17	市町
	3	大規模小売店舗の新設の届出等に係る事務	大規模小売店舗立地法	25	市町
	4	商店街整備計画の認定等に係る事務	中小小売商業振興法	8	町
VIII 健康増進のまちづくり	1	地域連携薬局等の認定及び薬局等の開設者に対する立入検査等に係る事務	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	12	保健所設置市
	2	薬剤師免許に係る事務	薬剤師法	7	保健所設置市
	3	医療・薬局機能情報提供制度に関する事務	医療法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	4 4	保健所設置市
合計				1,117	

※1 新法施行後の事務は、当分の間、県で行うこととし、市町への移譲については区域指定後の状況を踏まえ検討。

※2 県が『特定都市河川』に指定した場合、その河川を有する市町が移譲対象。

## 愛媛県権限移譲推進指針 権限移譲対象パッケージ内容一覧

### 【I 国際交流のまちづくり：1パッケージ】

NO	事務内容		
	根拠法令名	条 項	
1	旅券の申請受理と交付に係る事務		
	旅券法	第3条第1項	一般旅券の発給の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付
		第3条第2項ただし書	申請者の身分上の事実の確認
		第3条第2項第2号	申請者の身分上の事実の認定
		第3条第3項	申請者が本人であること等の確認
		第3条第5項	現に所持する一般旅券の確認
		第8条第1項	一般旅券の交付（第10条第4項において準用する場合を含む。）
		第8条第2項	返納すべき現有旅券の受理
		第8条第3項	出頭を求めることなく行う一般旅券の交付及び返納すべき現有旅券の受理
		第17条第1項及び第2項	一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理及び当該届出に係る届出書の知事への送付
		第17条第3項	届出者が本人であること等の確認
		第19条第5項	返納すべき旅券の受理
		第19条第6項	返納を受けた旅券の還付

【Ⅱ 安全と安心のまちづくり：9パッケージ】

NO	事務内容		
	根拠法令名	条 項	
1	生活関連物資等の特定物資に関し必要な調査等に係る事務		
	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	第3条	特定物資の価格の動向等の調査
		第4条第1項	特定物資の売渡しの指示
		第4条第2項	特定物資の売渡しの命令
		第4条第4項	裁定
		第4条第5項	裁定をした旨の通知
		第5条第1項	報告の徴収及び立入検査等
第5条第2項		立入検査等	
2	生活関連物資等の指定物資に関する指示等に係る事務		
	国民生活安定緊急措置法	第6条第2項	指定物資の標準価格等の表示の指示
		第6条第3項	指示に従わなかった旨の公表
		第7条第1項	指定物資の販売の指示
		第7条第2項	指示に従わなかった旨の公表
第30条第1項		報告の徴収及び立入検査等	
3	飲食物品以外の農林物資の品質表示に係る事務		
	日本農林規格等に関する法律	第61条第1項、第62条	品質表示に関する指示及び公表
		第61条第3項、第62条	品質表示に関する指示に係る措置命令及び公表
		第65条第4項	報告の徴収及び立入検査等
		第70条第1項	内閣総理大臣等に対する申出の受付
第70条第2項		申出に係る調査、措置	
4	食品表示に係る事務（品質事項に限る。）		
	食品表示法	第6条第1項、第7条	不適正な表示に関する指示及び公表
		第6条第5項、第7条	指示に係る措置命令及び公表
		第8条第1項、第2項	報告の徴収及び立入検査等
		第12条第1項	内閣総理大臣等に対する申出の受付
第12条第3項		申出に係る調査、措置	
5	高圧ガス製造許可等に係る事務		
	高圧ガス保安法	第5条第1項	第一種製造者に係る製造の許可
		第5条第2項	第二種製造者の届出の受理
		第9条	第一種製造者に係る製造の許可の取消し
		第10条第2項	第一種製造者の地位の承継の届出の受理
		第10条の2第2項	第二種製造者等の地位の承継の届出の受理（法第24条の2第2項において準用する場合を含む。）
第11条第3項		第一種製造者の製造のための施設等に係る技術上の基準への適合命令	

第12条第3項	第二種製造者の製造のための施設等に係る技術上の基準への適合命令
第14条第1項	第一種製造者の製造のための施設の位置の変更の工事等の許可
第14条第2項	軽微な変更の工事の届出の受理
第14条第4項	第二種製造者の製造のための施設の位置の変更の工事等の届出の受理
第15条第2項	高圧ガスの貯蔵に係る技術上の基準への適合命令
第16条第1項	第一種貯蔵所の設置の許可
第17条第2項	第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位の承継の届出の受理
第17条の2第1項	第二種貯蔵所の設置の届出の受理
第18条第3項	第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の位置等に係る技術上の基準への適合命令
第19条第1項	第一種貯蔵所の位置の変更の工事等の許可
第19条第2項	軽微な変更の工事の届出の受理
第19条第4項	第二種貯蔵所の位置の変更の工事等の届出の受理
第20条第1項本文	高圧ガスの製造のための施設等の完成検査
第20条第1項ただし書	完成検査の受検に係る届出の受理
第20条第3項本文	完成検査
第20条第3項第1号	完成検査の受検に係る届出の受理
第20条第4項	完成検査の結果の報告の受理
第20条の4	販売事業の届出の受理
第20条の4の2第2項	販売業者の地位の承継の届出の受理
第20条の5第2項	周知等の勧告
第20条の5第3項	勧告に従わなかった旨の公表
第20条の6第2項	販売の方法に係る技術上の基準への適合命令
第20条の7	販売をする高圧ガスの種類の変更の届出の受理
第21条第1項	第一種製造者に係る製造の開始等の届出の受理
第21条第2項	法第5条第2項第1号の第二種製造者に係る製造の事業の廃止の届出の受理
第21条第3項	法第5条第2項第2号の第二種製造者に係る製造の廃止の届出の受理
第21条第4項	第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の用途の廃止の届出の受理
第21条第5項	販売業者の販売事業の廃止の届出の受理
第22条第1項本文	輸入をした高圧ガス等に係る輸入検査
第22条第1項第1号	輸入検査の受検に係る届出の受理
第22条第2項	輸入検査の結果の報告の受理
第22条第3項	輸入された高圧ガスの廃棄等の措置命令
第24条の2第1項	特定高圧ガスの消費の届出の受理
第24条の3第3項	特定高圧ガス消費者の消費のための施設等に係る技術上の基準への適合命令
第24条の4第1項	特定高圧ガス消費者の消費のための施設の位置の変更の工事等の届出の受理
第24条の4第2項	特定高圧ガスの消費の廃止の届出の受理

第26条第1項	危害予防規程の届出の受理
第26条第2項	危害予防規程の変更の命令
第26条第4項	危害予防規程の遵守等の命令及び勧告
第27条第2項	保安教育計画の変更の命令
第27条第5項	保安教育計画の実行等の勧告
第27条の2第5項	保安統括者等の選任又は解任の届出の受理（法第27条の4第2項、第28条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む。）
第27条の2第6項	保安技術管理者等の選任又は解任の届出の受理（法第27条の3第3項において準用する場合を含む。）
第34条	保安統括者等の解任命令
第35条第1項本文	第一種製造者の特定施設の保安検査
第35条第1項第1号	保安検査の受検に係る届出の受理
第35条第3項	保安検査の結果の報告の受理
第36条第2項	高圧ガスの製造のための施設等が危険な状態となったときの届出の受理
第38条第1項	第一種製造者の製造等の許可の取消し及び製造等の停止の命令
第38条第2項	第二種製造者の製造等の停止の命令
第39条	公共の安全の維持等のための緊急措置
第39条の11第1項	完成検査の記録の届出の受理
第39条の11第2項	保安検査の記録の届出の受理
第39条の21第1項	変更工事又は製造方法の変更の届出の受理
第39条の23	危害予防規程の提出要求
第49条の30	製造した容器等の回収等の措置命令
第49条の35	輸入した容器等の回収等の措置命令
第61条第1項	第一種製造者等の業務に係る報告の徴収
第62条第1項	高圧ガスの製造をする者等に対する立入検査等
第63条第1項	災害発生等の届出の受理
第63条第2項	災害発生に係る事項の報告の命令
第64条	災害発生時の指示
第74条第1項	県公安委員会等への通報
第74条第2項	警察官からの通報の受理
第74条第3項	消防吏員等からの通報の受理
第74条第4項	経済産業大臣への報告
第41条第2項	容器製造業者の製造の方法の技術上の基準への適合命令
第44条第1項本文	容器検査
第45条第1項	容器への刻印
第45条第2項	容器への標章の掲示
第48条第5項	容器への充填の許可
第54条第1項	刻印等の申請の受理
第54条第2項	刻印等及び刻印等の抹消
第56条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)	容器のくず化等の命令

		第56条第2項	報告の受理
		第49条第1項	容器再検査
		第49条第3項	容器への刻印
		第49条第4項	容器への標章の掲示
		第49条の2第1項本文	附属品検査
		第49条の3第1項	附属品への刻印
		第56条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)において準用する同条第1項	附属品のくず化等の命令
		第56条第4項において準用する同条第2項	報告の受理
		第49条の4第1項	附属品再検査
		第49条の4第3項	附属品への刻印
		第50条第3項	容器検査所の登録及びその更新
		第50条第4項	容器再検査等を行うことができる容器又は附属品の種類の制限
		第52条第2項	検査主任者の選任又は解任の届出の受理
		第52条第4項	検査主任者の解任命令
		第53条	容器検査所の登録の取消し及び容器再検査等の停止の命令
		第56条の2	容器再検査等の業務の廃止の届出の受理
6	液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務		
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第3条第1項	液化石油ガス販売事業者の登録
		第3条の2第1項	液化石油ガス販売事業者登録簿への登録
		第3条の2第2項	液化石油ガス販売事業者の登録の通知
		第3条の2第3項	液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付及び閲覧
		第4条第2項	液化石油ガス販売事業者の登録の拒否の通知
		第6条	登録行政庁等の変更の届出の受理(法第35条の4において読み替えて準用する場合を含む。)
		第8条	液化石油ガス販売事業者等の氏名等の変更の届出の受理(法第35条の4において読み替えて準用する場合を含む。)
		第10条第3項	液化石油ガス販売事業者等の地位の承継の届出の受理(法第35条の4において準用する場合を含む。)
		第13条第2項	措置命令
		第14条第2項	一般消費者等への同条第1項の規定による書面の交付又は再交付の命令
		第16条第3項	貯蔵施設等に係る技術上の基準への適合命令
		第16条の2第2項	供給設備に係る技術上の基準への適合命令
		第19条第2項	業務主任者の選任又は解任の届出の受理
		第21条第2項	業務主任者の代理者の選任又は解任の届出の受理
		第22条	業務主任者等の解任命令
		第23条	液化石油ガス販売事業者等の廃止の届出の受理(法第35条の4において読み替えて準用する場合を含む。)
		第25条	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し
		第26条	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し及び液化石油ガス販売事業の停止の命令
		第26条の2	液化石油ガス販売事業者の登録の消除

第29条第1項	保安機関の認定
第32条第1項	保安機関の認定の更新
第33条第1項	一般消費者等の数の増加の認可
第33条第2項	一般消費者等の数の減少の届出の受理
第34条第3項	保安業務の実施等の命令
第35条第1項	保安業務規程の認可
第35条第3項	保安業務規程の変更の命令
第35条の2	保安機関に対する認定の基準への適合命令
第35条の3	保安機関の認定の取消し
第35条の5	消費設備に係る技術上の基準への適合命令
第35条の6第1項	保安確保機器の設置等の方法の基準適合性の認定
第35条の7	一般消費者等の数の報告の受理
第35条の10第1項	保安確保機器の設置等の方法の基準適合性の認定の取消し
第35条の10第2項	認定液化石油ガス販売事業者への報告の催告及び認定の取消し
第36条第1項	貯蔵施設等の設置の許可
第37条の2第1項	貯蔵施設等の位置等の変更の許可（法第37条の4第3項において読み替えて準用する場合を含む。）
第37条の2第2項	貯蔵施設の撤去等の届出の受理（法第37条の4第3項において読み替えて準用する場合を含む。）
第37条の3第1項本文	貯蔵施設等の完成検査（法第37条の4第4項において読み替えて準用する場合を含む。）
第37条の3第1項ただし書	完成検査の受検に係る届出の受理（法第37条の4第4項において読み替えて準用する場合を含む。）
第37条の3第2項	完成検査の結果の報告の受理（法第37条の4第4項において準用する場合を含む。）
第37条の4第1項	充填設備の許可
第37条の5第3項	充填設備等に係る技術上の基準への適合命令
第37条の6第1項本文	充填設備の保安検査
法第37条の6第1項ただし書	保安検査の受検に係る届出の受理
第37条の6第3項	保安検査の結果の報告の受理
第37条の7第1項	貯蔵施設等の許可の取消し及びその使用の停止の命令
第37条の7第2項	特定供給設備の使用の停止の命令に係る一般消費者等への通知
第38条の10第1項	特定液化石油ガス設備工事の事業の届出の受理
第38条の10第2項	特定液化石油ガス設備工事事業者の氏名等の変更又は事業の廃止の届出の受理
第82条第1項	液化石油ガス販売事業者等の業務等の状況に係る報告の徴収
第82条第2項	充填事業者の業務等の状況に係る報告の徴収
第83条第3項	液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査等
第83条第4項	保安機関に対する立入検査及び質問
第87条第1項	関係行政機関への通報
第87条第2項	消防長からの要請の受理
第88条第2項第1号、第1号の2	液化石油ガス販売事業者に係る認定及びその取消しの公示



		第90条第1項	液化石油ガス販売事業の停止の命令に係る聴聞
		第16条の2第2項	国登録の供給設備に係る技術上の基準への適合命令
		第82条第1項	国登録の液化石油ガス販売事業者の販売所に係る報告の徴収
		第83条第1項	国登録の液化石油ガス販売事業者に対する立入検査等
		第82条第1項	国許可の保安機関の事務所等に係る報告の徴収
		第83条第2項	国許可の保安機関に対する立入検査及び質問
		第82条第1項	液化石油ガス設備士に係る報告の徴収
		第82条第1項	特定液化石油ガス設備工事事業者に係る報告の徴収
		政令第13条第8項	報告
7	液化石油ガス用品の販売事業者及びガス用品の販売事業者に対する立入検査等に係る事務		
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第82条第1項	液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の業務等の状況に関する報告の徴収
		第83条第1項	液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の事務所等に係る立入り、検査又は質問
		第83条の2第1項	液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に対する液化石油ガス器具等の提出の命令
		政令第13条第8項	報告
	ガス事業法	第171条第1項	ガス用品販売事業者に対する報告徴収
		第172条第1項	ガス用品販売事業者の営業所の立入検査
		第173条第1項	ガス用品の提出命令
		政令第19条第2項	報告
8	計量法に基づく勧告、定期検査等に係る事務		
	計量法	第10条第2項	適正計量が実施されていない場合の勧告
		第10条第3項	上記の勧告を受けた者が従わなかったときの公表
		第15条第1項	特定物象量の表記等が適正になされていない場合の勧告
		第15条第2項	上記の勧告を受けた者が従わなかったときの公表
		第15条第3項	上記の勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときの措置命令
		第19条第1項	特定計量器(はかり)の定期検査の実施
		第21条第2項	定期検査の実施時期等の公示
		第25条第1項	定期検査に代わる計量士による検査を受けた旨の届出の受理
		第20条第1項、第26条	指定期検査機関の指定
		第159条第3項	上記の指定の公示
		第21条第3項	疾病等の事由により実施期日に定期検査を受けることができない者からの届出の受理及び検査
		第30条第1項	指定期検査機関の業務規定の認可
		第30条第3項	上記の認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不相当と認めるときの当該規程の変更命令
		第32条	指定期検査機関の検査業務の休廃止の届出の受理
		第159条第3項第2号	上記の届出の公示
		第33条	指定期検査機関の事業計画及び収支予算の受理

		第35条	指定定期検査機関の第28条第2項に規定する者の解任命令
		第37条	指定定期検査機関の規定適合命令
		第38条	指定定期検査機関の指定の取消し又は検査業務の停止命令
		第159条第3項第3号	上記の取消し等の公示
		第39条第1項	指定定期検査機関に代わる検査業務の実施
		第159条第3項第4号	上記の実施の公示
		第158条第4項	指定定期検査機関等に係る手数料の徴収
		第127条第3項	適正計量管理事業所の指定のための検査
		第127条第4項	上記の検査結果についての経済産業大臣への報告
		第147条第1項・第3項	届出製造事業者等に対する業務等に関する報告の徴収
		第148条第1項・第3項	届出製造事業者等への立入検査の実施
		第149条第1項	届出製造事業者等への計量器等の提出命令
		第149条第3項	上記の命令によって生じた損失の補償
		第150条第1項	特定物象量の誤差が量目公差を超える場合の特定物象量の表記の抹消
		第150条第2項	上記の処分をするときの理由の告知
		第151条第1項	検定証印等の除去
		第151条第4項	上記の処分をするときの理由の告知
		第153条第1項	装置検査証印の除去
		第153条第3項(第151条第4項を準用)	上記の処分をするときの理由の告知
		第154条第1項	立入検査によらない検定証印等の除去
		第154条第3項(第151条第4項を準用)	上記の処分をするときの時期及び理由の告知
		第163条第2項	指定定期検査機関等の処分等について不服がある者からの審査請求の受理
9	特定保守製品に関する立入調査等に係る事務		
	消費生活用製品安全法	第40条第1項	特定保守製品取引事業者からの報告徴収
		第41条第1項	特定保守製品取引事業者への立入検査
		第42条第1項	特定保守製品取引事業者への製品の提出命令
		政令第14条第2項	立入検査等の結果報告

【Ⅲ 助け合いのまちづくり：11パッケージ】

NO	事務内容		
	根拠法令名	条 項	
1	NPO法人設立の認証等に係る事務		
	特定非営利活動促進法	第10条第1項	設立の認証
		第10条第2項	公表及び縦覧（第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）
		第12条第3項	通知（第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）
		第13条第2項	届出の受理（第39条第2項において準用する場合を含む。）
		第13条第3項	認証後未登記法人を理由とした認証の取消し
		第17条の3	仮理事の選任
		第17条の4	特別代理人の選任
		第18条第3号	不正の行為等の報告の受理
		第23条第1項	役員の名等の変更の届出の受理
		第25条第3項	定款の変更の認証
		第25条第6項	定款の変更の届出の受理
		第25条第7項	登記事項証明書等の受理
		第29条第1項	事業報告書等の受理
		第30条	事業報告書等の閲覧及び謄写
		第31条第2項	解散の認定
		第31条第4項	解散の届出の受理
		第31条の8	清算人の氏名等の届出の受理
		第32条第2項	残余財産の譲渡の認証
		第32条の2第3項	裁判所からの調査の囑託
		第32条の2第4項	意見の陳述
		第32条の3	清算終了の届出の受理
		第34条第3項	合併の認証
		第41条第1項	報告の徴収及び立入検査
		第41条第2項	立入検査の理由を記載した書面の提示及び交付
		第42条	改善命令
第43条第1項及び第2項		改善命令違反等法人の認証の取消し	
第43条第4項	審理を公開により行わない理由を記載した書面の交付		
第43条の2	愛媛県警察本部長の意見の聴取（第12条の2において準用する場合を含む。）		
第43条の3	愛媛県警察本部長の意見の受理（第12条の2において準用する場合を含む。）		

2	指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第36条第1項	指定障害福祉サービス事業者の指定
		第37条第1項、第46条第1項	変更指定、変更・事業廃止等届出受付
		第48条第1項	報告等の徴収・検査
		第49条第1項	勧告、命令
		第50条第1項	指定の取消し
		第51条	指定等の公示
		第79条第2項	障害福祉サービス事業・相談支援事業の開始の届出受付
		第79条第3項	変更の届出受付
		第79条第4項	廃止・休止の届出受付
		第81条第1項	報告の徴収・立入検査
		第82条第1項・第2項	制限・停止の命令
3	福祉事務所に係る事務（生活保護の決定・実施等に係る事務）		
	生活保護法	第19条第1項～第5項、第24条第3項・第6項・第8項、第25条第1項・第2項、第26条	生活保護の決定・実施
		第27条第1項	生活保護法による指導・指示
		第27条の2	相談及び助言
		第28条第1項・第2項・第5項、第29条第1項	保護の決定・実施のために必要な調査及び保護の決定
		第30条～第37条の2	生活保護法による保護の方法
		第48条第4項	保護施設からの届出の受理
		第49条、第49条の3第1項、第50条の2、51条	指定医療機関の指定等の申請の受付
		第54条の2第1項	指定介護機関の指定等の申請の受付
		第53条第4項	医療費・介護費の支払
		第55条第1項	助産機関等の指定等の申請の受付
		第55条の4	就労自立給付金の支給
		第55条の5	進学準備給付金の支給
		第55条の6	就労自立給付金等の支給等に係る被保護者等からの報告の徴収
		第55条の7	就労支援に関する相談・助言等
		第55条の8、第55条の9第1項及び第2項	被保護者健康管理支援事業の実施等
		第61条	被保護者からの届出の受理
		第62条第3項、第4項	保護の変更、停止、廃止等
		第63条	費用返還
		第76条第1項	遺留金品の処分
		第76条の2	第三者損害賠償請求権の取得
		第77条	扶養義務者からの費用徴収
		第77条の2	第63条にかかる費用等の徴収
		第78条、第78条の2、第78条の3	費用等の徴収

		第80条	費用返還の免除
		第81条	後見人選任の請求
		第81条の3	生活困窮者自立支援法に基づく事業又は給付金に係る情報提供等
		省令第14条	変更等の届出の受付
		省令第15条	指定辞退の届出の受付
		省令第18条の4第2項、第18条の9第2項	勤労自立給付金等の決定に必要な書類の提出の求め
		省令第22条	遺留金品の処分
		省令第22条の2	第三者の行為による損害についての届出の受付
4	福祉事務所に係る事務（母子保護の実施等に係る事務）		
	児童福祉法	第12条第4項	児童相談所長の調査委託
		第22条	助産の実施
		第23条	母子保護の実施
		第25条	通告の受理
		第25条の8	福祉事務所長の措置
		第33条の4	措置に係る説明等
5	福祉事務所に係る事務（母子・父子自立支援員の設置等に係る事務）		
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第8条第1項	母子・父子自立支援員の設置（委嘱、相談結果とりまとめ）
		第8条第2～3項	母子・父子自立支援員の設置（相談、指導、支援）
		第9条	福祉事務所における母子家庭等、寡婦の福祉に関する調査、指導等
		第12条	母子家庭等及び寡婦自立促進計画の策定
		第31条、第31条の2(第31の10において準用する場合を含む。)	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給及び不正利得の徴収
6	福祉事務所に係る事務（手当の支給資格の認定等に係る事務）		
	児童扶養手当法	第6条	手当の支給資格の認定
		第7条	手当の支給
		第9条～第12条	手当の支給制限
		第13条の2、第13条の3	手当の一部支給停止
		第14条	手当の支給停止
		第15条	手当の一時差止め
		第16条	未支払手当の支払
		第21条	費用の負担
		第23条	不正利得の徴収
		第29条	調査
		第30条	資料、報告の徴収
		第31条	手当の支払の調整
7	福祉事務所に係る事務（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給等に係る事務）		
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第17条	障害児福祉手当の支給
		第19条	資格認定

		第20条、第21条	手当の支給制限
		第22条第2項	手当の返還
		第24条第1項	不正利得の徴収
		第26条の2	特別障害者手当の支給
		第26条の5に基づく準用(第19条、第20条、第21条、第22条第2項、第24条第1項)	認定、手当の支給制限、手当の返還、不正利得の徴収
		第35条	届出
		第36条	調査
		第37条	資料の提供等
		国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項	福祉手当の支給
		〃 第97条第2項	認定、手当の支給制限、手当の返還
8	福祉事務所に係る事務（郵便による不在者投票の障害程度の証明に係る事務）		
	公職選挙法施行令	第59条の2第1号	両下肢等の障害の程度の証明
9	認定こども園に係る情報の提供等に関する事務		
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条第11項	公示に係る事項を記載した書類の受理
		第18条第2項	申請事項を記載した書類の受理
		第28条	教育保育概要等の周知（松山市長がした第3条第1項又は第3項の認定、同条第10項の公示及び第17条第1項の認可に係る施設並びに松山市が設置した幼保連携型認定こども園（以下「市長認定等施設」という。）に係るものに限る。）
		第29条第2項、第3項	・変更の届出の写しの受理 ・申請事項の変更の受理
		第29条第4項	変更に係る事項の周知（市長認定等施設に係るものに限る。）
		第30条第2項	・報告の写しの受理
10	中核市が設置する母子生活支援施設及び保育所に係る指導監査に関する事務		
	児童福祉法	第46条第1項	母子生活支援施設、保育所に係る報告の徴収及び立入検査等
		第46条第3項	母子生活支援施設、保育所に係る改善勧告及び改善命令
		第46条第4項	母子生活支援施設、保育所に係る事業の停止の命令
11	中核市が経営する軽費老人ホームに係る指導監査に関する事務		
	社会福祉法	第70条	軽費老人ホームに係る報告の徴収及び検査等

【Ⅳ 都市と農山漁村の共生のまちづくり：25パッケージ】

NO	事務内容		
	根拠法令名	条 項	
1	農地等の賃貸借の解約等の許可等に係る事務		
	農地法(A)	第18条第1項	農地又は採草放牧地の賃貸借の解除等の許可
		第18条第3項	農業委員会ネットワーク機構の意見の聴取
2	農地の転用の許可等に係る事務（4ha以下の農地転用で当該市町区域外に渡らないものに限る。）		
	農地法(B)	第4条第1項	農地の転用の許可（4ha以下の農地転用で当該市町区域外に渡らないものに限る。）
		第4条第8項	国又は都道府県等が行う農地の転用の協議
		第4条第9項	農業委員会の意見の聴取
		第5条第1項	農地等の転用の権利移動の許可（4ha以下の農地転用で当該市町区域外に渡らないものに限る。）
		第5条第4項	国又は都道府県等が行う農地の転用の協議
		第5条第5項	農業委員会の意見の聴取
		第49条第1項	立入調査及び測量並びに物件の除去等
		第49条第3項	通知及び公示
		第49条第5項	損失の補償
		第50条	農業委員会ネットワーク機構等からの報告の聴取
		第51条第1項	違反転用に對する処分
		第51条第3項	現状回復等の措置
第51条第4項		現状回復等の措置に要した費用の徴収	
3	農用地区域内における開発行為の許可等に係る事務		
	農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2第1項	農用地区域内における開発行為の許可
		第15条の2第5項	条件の付加
		第15条の2第6項、第7項、第9項	30アールを超える農地が含まれる開発行為等の許可又は協議をしようとするときの農業委員会ネットワーク機構の意見の聴取
		第15条の2第8項	国又は地方公共団体の農用地区域内における開発行為の協議
		第15条の3	違反開発行為に對する処分
		第15条の4	農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告等
4		換地計画の認可等に係る事務	
土地改良法	第52条第1項	換地計画の認可（第96条において準用する場合を含む。）	
	第52条の2第1項	換地計画の適否の決定及び通知（第53条の4第2項及び第96条において準用する場合を含む。）	
	第52条の2第3項	農業委員会の意見の聴取（第53条の4第2項及び第96条において準用する場合を含む。）	
	第52条の2第4項(第8条第6項を準用)	換地計画を適当とする旨の公告及び換地計画書の縦覧（第53条の4第2項及び第96条において準用する場合を含む。）	
	第52条の3第1項	異議の申出の受理（第53条の4第2項及び第96条において準用する場合を含む。）	
	第52条の3第2項(第9条第2項を準用)	専門的知識等を有する者の意見の聴取及び異議の申出の決定（第53条の4第2項及び第96条において準用する場合を含む。）	
	第53条の4第1項	換地計画の変更の認可（第96条において準用する場合を含む。）	

		第54条第3項	換地処分をした旨の届出の受理（第96条において準用する場合を含む。）
		第54条第4項	換地処分があった旨の公告（第96条において準用する場合を含む。）
		第54条第5項	公告をした旨の通知（第96条において準用する場合を含む。）
5	<b>個人・組合が施行する土地区画整理事業の施行の認可等に係る事務</b>		
	土地区画整理法(A)	第4条第1項、第9条第3項、第136条第1項	個人施行の認可
		第10条第1項、第3項において準用する第9条第3項、第136条第1項	規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可
		第11条第4項、第7項、第8項	施行者の変動に係る規約の認可及び届出の受理
		第13条第1項、第4項において準用する第9条第3項	個人施行事業の廃止又は終了の認可
		第14条第1項から第3項まで、第20条第1項から第3項まで、第5項、第21条第3項、第4項、第136条第1項	組合の設立の認可
		第29条第1項、第2項	組合の理事の氏名等の届出の受理
		第39条第1項、第2項において準用する第20条第1項から第3項まで、第5項、第39条第4項、第5項、第136条第1項	組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可
		第45条第2項、第5項	組合の解散の認可
		第49条	決算報告の承認
		第86条第1項	換地計画の認可
		第97条第1項	換地計画の変更の認可
		第103条第3項、第4項	換地処分の届出の受理
		第124条第1項から第3項まで	個人施行者に対する監督
		第125条	組合に対する監督（第45条第5項並びに土地区画整理法施行令第16条第2項及び同条第3項において準用する同令第11条から第14条までに規定する事務を含む。）
6	<b>個人・組合が施行する土地区画整理事業の建築行為等の許可等に係る事務</b>		
	土地区画整理法(B)	第76条	施行地区内における土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆（たい）積の許可及び土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却の命令
7	<b>開発の許可等に係る事務</b>		
	都市計画法	第29条第1項、第2項	開発行為の許可（法第34条第13号の規定に基づく届出の受理に関する事務及び法第35条の規定に基づく許可又は不許可の通知に関する事務を含む。）
		第34条の2第1項、第35条の2第4項	開発行為の協議
		第35条の2第1項、第2項	開発行為の変更の許可
		第35条の2第3項	開発行為の変更の届出の受理
		第36条	開発行為に関する工事完了の検査
		第37条第1号	建築制限等の解除
		第38条	開発行為に関する工事の廃止の届出の受理
		第41条、第34条の2第2項、第35条の2第4項	建築物の建ぺい率等の指定並びに建築物の建築の許可及び協議
		第42条	予定建築物等以外の建築物等の新築等の許可及び国の機関との協議
		第43条第1項(政令第36条第1項第3号ホを含む。)	建築物等の新築等の許可（開発審査会への付議を含む。）



		第43条第3項	建築物等の新築等の協議
		第45条	地位の承継の承認
		第46条、第47条、第34条の2第2項、第35条の2第4項	開発登録簿（都市計画法施行規則第38条の規定に基づく閲覧場所の設置及び閲覧規則を含む。）
		—	前各条項に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの
8	(削除)		
9	(削除)		
10	(削除)		
11	権利取得者の利用目的の届出等に係る事務		
	国土利用計画法	第23条第1項	土地の利用目的等の届出の受理
		第24条第1項	土地の利用目的の変更の勧告
		第24条第3項	勧告の期間の延長及び通知
		第25条	報告の徴収（第31条第2項において準用する場合を含む。）
		第26条	勧告に従わなかった旨等の公表
		第27条	あつせん等
		第27条の2	土地の利用目的に係る助言
		第28条第1項	遊休土地である旨の通知
		第29条第1項	遊休土地の利用等に関する計画の届出の受理
		第30条	遊休土地の利用に係る助言
		第31条第1項	遊休土地の利用等に関する計画の変更等の勧告
		第32条第1項	買取りの協議を行う者の決定及び通知
		第35条	土地利用に関する計画の決定等
		第41条第1項	立入検査等（第23条第1項及び第29条第1項の規定による届出に係るものに限る。）
12	土地を譲渡しようとする場合の届出等に係る事務		
	公有地の拡大の推進に関する法律	第4条第1項	土地を譲渡しようとする場合の届出の受理
		第5条第1項	土地の地方公共団体等による買取り希望の申出の受理
		第6条第1項	土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及び協議を行う旨の通知
		第6条第3項	土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知
13	準用河川の立入り及び境界確定に係る事務		
	国有財産法（準用河川に係るものに限る。）	第31条の2第1項	土地の立入り
		第31条の2第2項	土地の立入りの通知及び公告
		第31条の2第5項	土地の立入りに伴う損失の補償
		第31条の3第1項、第3項	境界の確定の協議
		第31条の4第1項	境界の決定のための調査
		第31条の4第2項	境界の決定
		第31条の4第3項	地方審議会への諮問

		第31条の4第5項	境界等の通知及び公告
		第31条の5第1項	境界に同意しない旨の通告の受理
		第31条の5第3項	境界が確定した旨の通知及び公告
14	漁港区域の立入り及び境界確定に係る事務		
	国有財産法 (漁港区域に係るものに限る。)	第31条の2第1項	土地の立入り
		第31条の2第2項	土地の立入りの通知及び公告
		第31条の2第5項	土地の立入りに伴う損失の補償
		第31条の3第1項、第3項	境界の確定の協議
		第31条の4第1項	境界の決定のための調査
		第31条の4第2項	境界の決定
		第31条の4第3項	地方審議会への諮問
		第31条の4第5項	境界等の通知及び公告
		第31条の5第1項	境界に同意しない旨の通告の受理
		第31条の5第3項	境界が確定した旨の通知及び公告
15	港湾隣接地域の立入り及び境界確定に係る事務		
	国有財産法 (港湾隣接地域に係るものに限る。)	第31条の2第1項	土地の立入り
		第31条の2第2項	土地の立入りの通知及び公告
		第31条の2第5項	土地の立入りに伴う損失の補償
		第31条の3第1項、第3項	境界の確定の協議
		第31条の4第1項	境界の決定のための調査
		第31条の4第2項	境界の決定
		第31条の4第3項	地方審議会への諮問
		第31条の4第5項	境界等の通知及び公告
		第31条の5第1項	境界に同意しない旨の通告の受理
		第31条の5第3項	境界が確定した旨の通知及び公告
16	公有水面埋立の免許等に係る事務(市管理漁港区域に限る。)		
	公有水面埋立法 (市管理漁港区域に限る。)	第2条第1項	免許
		第3条第1項	告示、縦覧及び意見の徴取(第13条の2第2項(第42条第3項において準用する場合を含む。))及び第42条第3項において準用する場合を含む。)
		第3条第2項	通知(第13条の2第2項(第42条第3項において準用する場合を含む。))及び第42条第3項において準用する場合を含む。)
		第3条第3項	意見書の受理(第13条の2第2項(第42条第3項において準用する場合を含む。))及び第42条第3項において準用する場合を含む。)
		第6条第3項	裁定(第42条第3項において準用する場合を含む。)
		第10条	代替施設等の設置又は補償の命令(第42条第3項において準用する場合を含む。)
		第11条	免許の告示(第13条の2第2項(第42条第3項において準用する場合を含む。))及び第42条第3項において準用する場合を含む。)

		第12条第1項	免許料の徴収
		第13条	工事の着手及び竣（しゅん）功の時期の指定
		第13条の2第1項	埋立てに関する事項の変更及び期間の伸長の許可（第42条第3項において準用する場合を含む。）
		第14条第1項	他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可（同条第4項（第42条第3項において準用する場合を含む。）及び第42条第3項において準用する場合を含む。）
		第16条第1項	埋立権の譲渡の許可
		第20条	権利義務の承継の届出の受理
		第22条第1項	竣（しゅん）功認可
		第22条第2項	竣（しゅん）功認可の告示及び書面等の送付
		第23条第1項ただし書	竣（しゅん）功認可の告示の日前の埋立地の工作物設置の許可
		第24条第1項ただし書	埋立地の帰属の指定
		第27条第1項	埋立地に関する権利の移転又は設定の許可
		第29条第1項	埋立地の用途変更の許可
		第30条	災害防止に関する義務の命令
		第31条	工事施行区域内にある物件の除却の命令（第42条第3項において準用する場合を含む。）
		第32条第1項	免許その他の処分取消し、効力の制限若しくは条件の変更、工作物その他の物件の改築若しくは除却、損害防止施設の設置又は原状回復の命令（第36条において準用する場合を含む。）
		第32条第2項	損害の補償の命令
		第33条第1項	事実の更正又は損害防止施設の設置の命令
		第34条第1項ただし書	免許の効力の復活
		第34条第2項	免許条件の変更
		第35条第1項ただし書	免許失効の場合の原状回復義務の免除（第36条において準用する場合を含む。）
		第35条第2項	土砂その他の物件の国への帰属の処分（第36条において準用する場合を含む。）
		第42条第1項	国が行う埋立ての承認
		第42条第2項	国が行う埋立ての竣（しゅん）功通知の受理
		第43条	国が埋め立てた土地の公共団体への帰属の指定
17	海岸保全区域の占用の許可等に係る事務		
	海岸法	第7条第1項	海岸保全区域の占用の許可
		第8条第1項	海岸保全区域内の行為の許可
		第8条の2第1項	行為を禁止する区域の指定
		第8条の2第2項	禁止行為の指定及び公示
		第10条第2項	国又は地方公共団体との協議
		第11条	占用料、土石採取料の徴収
		第12条第1項	占用許可の取消し、行為中止命令等
		第12条第2項	占用許可の取消し、行為中止命令等
		第12条第3項	簡易代執行の実施及び公告等

		第12条第4項	簡易代執行の実施及び公告等
		第12条第5項	簡易代執行の実施及び公告等
		第12条第6項	簡易代執行の実施及び公告等
		第12条第7項	簡易代執行の実施及び公告等
		第12条第8項	簡易代執行の実施及び公告等
		第12条の2第1項	監督処分に伴う損失の補償
		第16条第1項	工事原因者への工事施行命令
		第18条第1項	土地の立入及び一時使用
		第18条第2項	土地の立入及び一時使用
		第18条第5項	土地の立入及び一時使用
		第18条第7項	土地の立入及び一時使用に伴う損失の補償
		第18条第8項	土地の立入及び一時使用に伴う損失の補償
		第20条第1項	報告、立入検査
		第31条第1項	原因者負担金の徴収
		第35条第1項	負担金等の督促
		第35条第2項	負担金等の督促
		第37条の4	一般公共海岸区域の占用の許可
		第37条の5	一般公共海岸区域における行為の許可
		第37条の6第1項	行為を禁止する区域の指定
		第37条の6第2項	禁止行為の指定及び公示
		第37条の8	占用料、土石採取料の徴収
		第37条の8	国又は地方公共団体との協議
		第37条の8	占用許可の取消し、行為中止命令等
		第37条の8	工事原因者への工事施行命令
		第37条の8	土地の立入及び一時使用
		第37条の8	土地の立入及び一時使用に伴う損失の補償
		第37条の8	原因者負担金の徴収
		第37条の8	負担金等の督促
		第38条の2第1項	許可等の条件の付加
18	新たに生じた土地の届出等に係る事務		
	地方自治法	第9条の5第1項	新たに生じた土地の確認の届出の受理
		第9条の5第2項	新たに生じた土地の確認の届出の告示
19	(削除)		

20	宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与することの認定関係等に係る事務		
	租税特別措置法	第28条の4第3項第5号イ	宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）
		第31条の2第2項第14号ハ	一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付
		第62条の3第4項第14号ハ	一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付
		第63条第3項第5号イ	宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）
—	—	前各号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であつて規則で定めるもの	
21	（削除）		
22	市街地再開発促進区域内における建築の許可等に係る事務		
	都市再開発法(A)	第7条の4第1項	市街地再開発促進区域内における建築の許可
		第7条の5	措置命令
		第7条の6	市街地再開発促進区域内の土地の買取り
		第7条の7	買い取った市街地再開発促進区域内の土地の処分等
		第60条第1項	土地の立入りの許可
		第61条第1項	土地の試掘等の許可
		第66条	施行地区内における土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆（たい）積の許可、土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却の命令及び土地の形質の変更等の承認
第98条第2項、第3項		土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転に係る代執行（第118条の27第2項において準用する場合を含む。）	
23	再開発事業計画の認定等に係る事務		
	都市再開発法(B)	第129条の2第1項	再開発事業計画の認定（第129条の4の規定に基づく認定の通知を含む。）
		第129条の5	再開発事業計画の変更の認定
		第129条の6	報告の徴収
		第129条の7	再開発事業計画の認定に基づく地位の承継の承認
		第129条の8	改善命令
		第129条の9	再開発事業計画の認定の取消し
24		（削除）	
25	（削除）		
26	特定路外駐車場の届出等に係る事務		
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第12条第1項	特定路外駐車場の設置の届出の受理
		第12条第2項	特定路外駐車場の変更の届出の受理
		第12条第3項	是正の措置の命令
		第53条第2項	報告の徴収又は立入検査等
—		—	—

27	岩石採取計画の認可等に関する事務		
	採石法	第33条	採取計画の認可
		第33条の5第1項	採取計画の変更の認可
		第33条の5第2項	軽微な変更の届出の受付
		第33条の5第4項	氏名等の変更の届出の受付
		第33条の6	関係市町の意見の徴取及び関係市町長への通報
		第33条の7第1項	条件の設定
		第33条の9	認可採取計画の変更命令
		第33条の10	休止及び廃止の届出の受付
		第33条の12	認可採取計画の取消し又は岩石採取の停止命令
		第33条の13第1項	災害防止のための緊急措置命令
		第33条の13第2項	違反者に対する災害防止のための措置命令
		第33条の14第1項	市町村長からの要請の受理
		第33条の14第2項	市町村長からの要請に関する調査及び措置
		第33条の17	岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令
		第34条の4第1項	聴聞
		第34条の6	採石業者に対する指導及び助言
		第42条第1項	報告の徴取及び立入検査
		第42条の2	国又は地方公共団体との協議
	28	砂利採取計画(河川区域等の区域内にあるものを除く。)の認可等に関する事務	
砂利採取法		第16条	採取計画の認可
		第20条第1項	採取計画の変更の認可
		第20条第2項	軽微な変更の届出の受付
		第20条第3項	氏名等の変更の届出の受付
		第22条	認可採取計画の変更命令
		第23条第1項	緊急措置命令等
		第23条第2項	違反者に対する措置命令
		第24条	廃止の届出
		第26条	認可の取消し等
		第31条第1項	認可の条件の付与
		第33条	報告の徴取
		第34条第2項	立入検査等
		第36条第4項	関係市町長への通報
		第37条第1項	市町村長からの要請の受理
		第37条第2項	市町村長からの要請に関する調査及び措置
		第38条第1項	砂利の採取の停止命令についての聴聞
		第41条第1項	砂利採取業者に対する指導等
		第43条	砂利採取業を行う国等との協議

29	雨水浸透阻害行為の許可等に関する事務		
	愛媛県特定都市河川浸水被害対策法施行条例	第6条第1項第1号	雨水浸透阻害行為の許可
		第6条第1項第2号	国又は地方公共団体が行う雨水浸透阻害行為の協議
		第6条第1項第3号	雨水浸透阻害行為の許可又は不許可の通知
		第6条第1項第4号	雨水浸透阻害行為の変更の許可
		第6条第1項第5号	雨水浸透阻害行為の軽微な変更の届出の受理
		第6条第1項第6号	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了又は廃止の届出の受理
		第6条第1項第7号	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了検査
		第6条第1項第8号	雨水貯留浸透施設の標識の設置
		第6条第1項第9号	雨水貯留浸透施設の標識の移転等の承諾
		第6条第1項第10号	雨水貯留浸透施設の標識の設置に伴う損失の補償
		第6条第1項第11号	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可
		第6条第1項第12号	雨水浸透阻害行為又は雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為許可の取消し及び許可に付した条件の変更並びに停止命令及び措置命令
		第6条第1項第13号	措置の実施及び公告
		第6条第1項第14号	停止命令又は措置命令をした旨の公示
		第6条第1項第15号	雨水浸透阻害行為に係る土地への立入検査
第6条第1項第16号		報告の徴収等	
30	保全調整池の指定等に関する事務		
	愛媛県特定都市河川浸水被害対策法施行条例	第6条第1項第17号	保全調整池の指定
		第6条第1項第18号	保全調整池の指定の公示及び通知
		第6条第1項第19号	保全調整池の標識の設置
		第6条第1項第20号	保全調整池の機能を阻害する行為の届出の受理
		第6条第1項第21号	保全調整池の機能を阻害する行為の届出の内容の通知
		第6条第1項第22号	保全調整池の機能を阻害する行為の届出をした者に対する助言及び勧告
31		貯留機能保全区域内の土地における行為の届出の受理に関する事務	
	愛媛県特定都市河川浸水被害対策法施行条例	第6条第1項第23号	貯留機能保全区域内の土地における行為の届出の受理
		第6条第1項第24号	貯留機能保全区域内の土地における行為の届出をした者に対する助言及び勧告
32	測量又は調査のための立入及び一時使用に関する事務		
	愛媛県特定都市河川浸水被害対策法施行条例	第6条第1項第25号	測量又は調査のための土地の立入り及び一時使用
		第6条第1項第26号	測量又は調査のために土地に立ち入る旨の通知
		第6条第1項第27号	土地の一時使用についての意見の聴取
		第6条第1項第28号	測量又は調査のための土地の立入り等に伴う損失の補償

【V きめ細かな建築行政推進のまちづくり：7パッケージ】

NO	事務内容		
	根拠法令名	条 項	
1	特定行政庁に係る事務（建築物等の建築確認審査等に係る事務）		
	建築基準法	第6条第1項	建築物等の確認審査（第6条第1項第1号～第3号該当建築物）
		第6条第1項	建築物等の確認審査（第6条第1項第1号～第3号該当建築物：本庁審査を要するもの）
		第6条第1項	建築物等の確認審査（第6条第1項第4号該当建築物）
		第6条第1項	建築物等の計画変更確認審査（第6条第1項第1号～第3号該当建築物）
		第6条第1項	建築物等の計画変更確認審査（第6条第1項第4号該当建築物）
		第7条第1項	建築物等の完了検査（第6条第1項第1号～第3号該当建築物）
		第7条第1項	建築物等の完了検査（第6条第1項第4号該当建築物）
		第7条の3第1項	建築物等中間検査（第6条第1項第1号～第3号該当建築物）
		第7条の6第1項	建築物等の仮使用の認定
		第7条の6第3項	仮使用認定報告書の受理
		第7条の6第4項	基準不適合の通知
		第9条第1項	違反建築物に対する措置（第6条第1項第1号～第3号該当建築物）
		第9条第1項	違反建築物に対する措置（第6条第1項第4号該当建築物）
		第10条第1項～第3項	保安上危険、又は衛生上有害である建築物に対する措置（第6条第1項第1号～第3号該当建築物）
		第10条第3項	保安上危険、又は衛生上有害である建築物に対する措置（第6条第1項第4号該当建築物）
		第42条第1項	道路の位置の指定
		第43条第1項	敷地等と道路の関係許可
		第44条第1項	道路内の建築の許可
		第44条第1項	道路内の建築の認定
		第44条第1項	道路内の建築制限の許可
		第47条	壁面線による建築制限の許可
		第48条	用途地域内の建築制限の許可
		第51条	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の許可
		第52条第10項	計画道路がある場合の容積率の特例許可
		第52条第11項	壁面線の指定がある場合の容積率の特例許可
		第52条第14項	機械室等に関する容積率の特例許可
		第53条第4項、第5項	壁面線、公園等に関する建ぺい率の特例許可
		第53条の2第1項	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域内における建築物の敷地面積の特例許可
		第55条第2項	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域内における建築物の高さの特例認定
		第55条第3項	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域内における建築物の高さの特例許可
		第56条の2第1項	日影による中高層建築物の高さの特例許可
		第57条第1項	高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限に係る適用除外の認定
第57条の2第1項		特例容積率適用地区における特例容積率の限度指定	
第57条の3第1項	特例容積率適用地区における特例容積率の限度指定取消		
第57条の4第1項	特例容積率適用地区における高さの特例許可		
第59条第1項	高度利用地区内の容積率等の特例許可		
第59条第2項	高度利用地区内の壁面位置の特例許可		



		第59条第4項	高度利用地区内の道路斜線の特例許可
		第59条の2第1項	敷地内に広い空地を有する敷地の容積率、高さの特例許可
		第68条第1項～第3項	景観地区における建築物の高さ、壁面、敷地面積の特例許可
		第68条第5項	景観地区における建築物の高さに関する制限除外認定
		第68条の3第1項～第3項	地区計画地域の容積率、建ぺい率、高さ制限の認定
		第68条の3第4項	地区計画区域内の高さの特例許可
		第68条の4	地区計画区域内の容積率の特例認定
		第68条の5の2第1項	地区計画区域内の容積率の特例認定
		第68条の5の3第2項	地区計画区域内の高さの特例許可
		第68条の5の5第1項、第2項	地区計画区域内の容積率、高さの特例認定
		第68条の5の6第1項	地区計画区域内の容積率の特例認定
		第68条の7第5項	地区計画等の区域内の予定道路に対する道路内の建築制限の特例許可
		第70条第1項	建築協定の認可
		第74条第1項	建築協定の変更の認可
		第76条第1項	建築協定の廃止の認可
		第76条の3第2項	特例に基づく建築協定の認可
		第85条第3項、第4項	応急仮設建築物の存続の許可
		第85条第5項	仮設建築物の建築許可
		第86条第1項	一団地内の複数建築物に対する建築の認定
		第86条第2項	一定の一団地内の複数建築物に対する建築の認定
		第86条第3項	総合設計による一団地内の複数建築物に対する建築の認定
		第86条第4項	既存建築物を前提とした総合設計による一団地内の複数建築物に対する建築の認定
		第86条の2第1項	一定の複数建築物に対する変更等の認定
		第86条の2第2項	同一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可
		第86条の2第3項	同一敷地内許可建築物以外の建築物の特例許可
		第86条の5第2項	一定の複数建築物に対する認定又は許可の取消し
		第86条の6第2項	総合的設計による一団地の住宅施設についての容積率等の例外認定
		第86条の8第1項、第3項	既存建築物の工事の全体計画認定、変更認定
		第48条第1項～第12項、第51条、第87条第2項	用途変更における用途規制の特例許可
		政令第131条の2第2項、第3項	計画道路がある場合の斜線制限の特例認定
		政令第144条の4第2項	道に関する基準の特例認定
2	特定行政庁に係る事務（建築物等の確認審査等に係る事務）		
	建築基準法	第6条第1項	建築物等の確認審査（第6条第1項第4号該当建築物）
		第6条第1項	建築物等の計画変更確認審査（第6条第1項第4号該当建築物）
		第7条第1項	建築物等の完了検査（第6条第1項第4号該当建築物）
		第9条第1項	違反建築物に対する措置（第6条第1項第4号該当建築物）
		第10条第3項	保安上危険、又は衛生上有害である建築物に対する措置（第6条第1項第4号該当建築物）
		第42条第1項	道路の位置の指定
		第43条第1項	敷地等と道路の関係許可

		第85条第3項、第4項	応急仮設建築物の存続の許可
		第85条第5項	仮設建築物の建築許可
		第86条第1項	一団地内の複数建築物に対する建築の認定
		第86条第2項	一定の一団地内の複数建築物に対する建築の認定
		第86条第3項	総合設計による一団地内の複数建築物に対する建築の認定
		第86条第4項	既存建築物を前提とした総合設計による一団地内の複数建築物に対する建築の認定
		第86条の2第1項	一定の複数建築物に対する変更等の認定
		第86条の2第2項	同一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可
		第86条の2第3項	同一敷地内許可建築物以外の建築物の特例許可
		第86条の5第1項	一定の複数建築物に対する認定又は許可の取消し
		第86条の6第2項	総合的設計による一団地の住宅施設についての容積率等の例外認定
		第86条の8第1項、第3項	既存建築物の工事の全体計画認定、変更認定
3	特定行政庁に係る事務（特定建築物に関する指導・助言・指示等に係る事務）		
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第14条第4項	特別特定建築物の適合審査
		第15条第1項	特別特定建築物の適合命令
		第15条第2項	特別特定建築物の適合要請
		第15条第3項、第16条第3項	特定建築物に関する指導・助言・指示
		第17条第3項、第18条第1項	特定建築物の計画の認定及び変更認定
		第23条第1項	既存特定建築物に設けるエレベーターの構造の認定
		第38条第3項	建築物特定事業の実施の勧告
	第38条第4項	建築物特定事業の実施のための是正措置命令	
4	所管行政庁に係る事務（特定建築物の耐震改修に関する指導・助言・指示等に係る事務）		
	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第7条第1項、第2項	特定建築物の耐震改修に関する指導・助言・指示
		第8条第3項、第9条第1項	特定建築物の耐震改修の計画の認定及び変更認定
5	所管行政庁に係る事務（建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画に係る事務）		
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第8条	建築物に係る指導・助言
		第19条	建築物の建築に関する届出受理・指示・措置命令
		第20条	国等の機関が行う建築物の建築に関する届出受理・協議
6	所管行政庁に係る事務（建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画に係る事務（建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物に限る））		
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第8条	建築物に係る指導・助言
		第19条	建築物の建築に関する届出受理・指示・措置命令
		第20条	国等の機関が行う建築物の建築に関する届出受理・協議
7	所管行政庁に係る事務（特定建築物等及び路外駐車場に関する指導及び助言等に係る事務）		
	人にやさしいまちづくり条例	第16条第1項	指導及び助言
		第16条第2項	指示
		第16条第3項	報告の徴収及び立入検査
		第18条	届出の受理
		第19条	勧告
		第23条第2項	適合証の発行及び交付
		第24条第2項	報告の徴収
		第24条第3項	措置の要請

【VI 生活環境保全のまちづくり：13パッケージ】

NO	事務内容		
	根拠法令名	条 項	
1	浄化槽の設置等の届出の受理等に係る事務（建築基準法第6条第1項の建築確認に係る事務を除く）		
	浄化槽法	第5条第1項	浄化槽の設置又は変更の届出の受理並びに同項の規定により知事を経由する同項の届出の受理及び当該届出に係る届出書の特定行政庁への送付
		第5条第2項	浄化槽の設置又は変更の計画の改善の勧告
		第5条第4項ただし書	届出の内容が相当であると認める旨の通知
		第7条第2項	水質検査の実施の報告の受理（第11条第2項において準用する場合を含む。）
		第7条の2第1項	水質検査の受検の指導及び助言
		第7条の2第2項	水質検査の受検の勧告
		第7条の2第3項	措置命令
		第10条の2第1項	浄化槽の使用開始の報告の受理
		第10条の2第2項	技術管理者の変更の報告の受理
		第10条の2第3項	浄化槽管理者の変更の報告の受理
		第11条の2第1項	浄化槽の使用の休止の届出の受理
		第11条の2第2項	休止した浄化槽に係る使用の再開の届出の受理
		第11条の3	浄化槽の使用の廃止の届出の受理
		第12条第1項	浄化槽の保守点検又は清掃の助言、指導又は勧告
		第12条第2項	改善措置等
		第12条の2第1項	水質検査の受検の指導及び助言
		第12条の2第2項	水質検査の受検の勧告
		第12条の2第3項	措置命令
		第12条の5第4項	市町が作成する公共浄化槽設置計画の協議及び同意
		第53条第1項	報告の徴収（同項第1号、第4号及び第5号に掲げる者に係るものに限る。）
第53条第2項		立入検査又は質問（同条第1項第1号、第4号及び第5号に掲げる者に係るものに限る。）	
附則第11条第1項	特定既存単独処理浄化槽管理者に対する助言・指導		
附則第11条第2項	特定既存単独処理浄化槽管理者に対する措置勧告		
附則第11条第3項	特定既存単独処理浄化槽管理者に対する措置命令		
2	特定化学物質の排出量に係る届出等に係る事務		
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第5条第3項	排出量等の届出の経由・意見の添付
		第6条第3項	主務大臣からの通知の受理
		第7条第2項	主務大臣からの通知の受理
		第7条第3項	主務大臣からの通知の受理
		第7条第5項	主務大臣への説明の要求
		第8条第2項	主務大臣からの通知の受理
		第8条第4項	環境大臣等からの通知の受理
		第8条第5項	通知事項の集計・公表
		第13条	資料提供の要求・意見陳述
3		公害防止統括者等の選任に係る届出等に係る事務	
	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第3条第3項	公害防止統括者の選任等の届出受理
		第4条第3項	公害防止統括者等の選任等の届出受理
		第5条第3項	公害防止統括者等の選任等の届出受理

		第6条第2項	公害防止統括者等の選任等の届出受理
		第6条の2第2項	特定事業者の地位承継者からの届出受理
		第10条	公害防止統括者等の解任の命令
		第11条第1項	公害防止統括者の職務実施状況の報告等
4	(削除)		
5	(削除)		
6	(削除)		
7	ダイオキシン類に係る特定施設の設置の届出等に係る事務		
	ダイオキシン類対策特別措置法	第12条第1項	特定施設の設置の届出
		第13条第1項	特定施設の設置の届出
		第13条第2項	特定施設の設置の届出
		第14条第1項	特定施設の構造等の変更の届出
		第15条	計画変更命令等
		第16条	改善その他必要な措置
		第17条第2項	実施の制限
		第18条	氏名の変更等の届出
		第19条第3項	地位の承継の届出
		第22条第1項	改善命令等
		第22条第3項	改善命令等
		第23条第2項	事故時の措置
		第23条第3項	事故時の措置
		第23条第4項	事故時の措置
		第26条第1項	常時監視
		第26条第2項	常時監視
		第27条第1項	都道府県知事等による調査測定
		第27条第2項	都道府県知事等による調査測定
		第27条第3項	都道府県知事等による調査測定
		第27条第4項	都道府県知事等による調査測定
		第28条第3項	設置者による測定
		第28条第4項	設置者による測定
		第34条第1項	報告及び検査
		第35条第2項	適用除外等
	第35条第3項	適用除外等	
	第35条第4項	適用除外等	
	第35条第5項	適用除外等	
	第36条第2項	資料の提出の要求等	

8	水質汚濁に係る特定施設の設置の届出等に係る事務		
	水質汚濁防止法	第5条第1項	特定施設の設置の届出の受理
		第5条第2項、第3項	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出の受理
		第6条第1項	経過措置に係る特定施設の設置の届出の受理等
		第6条第2項	経過措置に係る特定施設の設置の届出の受理等
		第6条第3項	経過措置に係る特定施設の設置の届出の受理等
		第7条	特定施設等の構造等の変更の届出の受理等
		第8条第1項、第2項	特定施設等の計画の変更又は廃止の命令
		第8条の2	改善その他必要な措置の命令
		第9条第2項	実施制限期間の短縮
		第10条	氏名の変更等の届出の受理
		第11条第3項	地位承継の届出の受理
		第13条第1項	改善命令
		第13条第3項	改善命令
		第13条の2第1項、第13条の3第1項	一時停止
		第13条の4	指導等
		第14条第3項	排出水の汚染状態の測定等の届出の受理
		第14条の2第1項	事故時の措置
		第14条の2第2項	事故時の措置
		第14条の2第3項	事故時の措置
		第14条の2第4項	事故時の措置
		第14条の3第1項	地下水の水質の浄化に係る措置命令等
		第14条の3第2項	地下水の水質の浄化に係る措置命令等
		第15条	常時監視
		第17条	公表
		第18条	緊急時の措置
		第22条第1項	知事にも留保
		第22条第2項	知事にも留保
		第23条第3項	適用除外等
		第23条第4項	適用除外等
第23条第5項		適用除外等	
第24条第2項	資料の提出の要求等		
第24条第3項	資料の提出の要求等		

9	ばい煙発生施設等の設置の届出等に係る事務	
大気汚染防止法	第6条第1項	ばい煙発生施設の設置の届出の受理
	第7条第1項	ばい煙発生施設の設置者等からの使用届出の受理
	第8条第1項	ばい煙発生施設の構造等変更の届出の受理
	第9条	ばい煙発生施設の計画の変更又は廃止の命令
	第9条の2	指定ばい煙の処理方法等の改善命令
	第10条第2項	ばい煙発生施設の設置等の制限期間の短縮
	第11条	ばい煙発生施設設置者等の変更、廃止に係る届出の受理
	第12条第3項	届出者の地位承継の届出の受理
	第14条第1項	ばい煙発生施設の使用の一時停止命令等
	第14条第3項	指定ばい煙処理の方法改善等の措置命令
	第17条第2項	事故時の報告の受理
	第17条第3項	事故時の措置命令
	第17条の5第1項	揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理
	第17条の6第1項	経過措置に係る届出の受理（揮発性有機化合物排出施設）
	第17条の7第1項	揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受理
	第17条の8	揮発性有機化合物排出施設の計画の変更又は廃止の命令
	第17条の11	排出基準に適合しない場合の改善・一時停止命令
	第17条の13第1項	揮発性有機化合物排出施設に係る実施制限期間の短縮
	第17条の13第2項	揮発性有機化合物排出施設に係る氏名の変更・承継等の届出の受理
	第18条第1項	一般粉じん発生施設の設置の届出の受理
	第18条第3項	一般粉じん発生施設の構造等変更の届出の受理
	第18条の2第1項	一般粉じん発生施設の設置者等からの使用届出の受理
	第18条の4	一般粉じん発生施設の使用の一時停止命令等
	第18条の6第1項	特定粉じん発生施設の設置の届出の受理
	第18条の6第3項	特定粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理
	第18条の7第1項	特定粉じん発生施設の設置者等からの使用届出の受理
	第18条の8	特定粉じん発生施設の設置に関する計画の変更又は廃止命令
	第18条の11	特定粉じん発生施設の使用の一時停止命令等
	第18条の13第1項	特定粉じん発生施設の設置等の制限期間の短縮
	第18条の13第2項	特定粉じん発生施設に係る氏名の変更・承継等の届出の受理
	第18条の15第6項	解体等工事に係る調査結果の報告の受理
	第18条の17第1項	特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理
	第18条の17第2項	特定工事に係る届出の受理
	第18条の18第1項	特定粉じん排出等作業計画の変更命令
	第18条の18第2項	特定粉じん排出等作業計画の変更命令
	第18条の21	作業基準に適合しない場合の一時停止命令等

		第18条の28第1項	水銀排出施設の設置の届出の受理
		第18条の29第1項	水銀排出施設の設置者等からの使用届出の受理
		第18条の30第1項	水銀排出施設の構造等変更の届出の受理
		第18条の31	水銀排出施設の計画の変更又は廃止の命令
		第18条の34第1項	水銀排出施設の使用の改善勧告等
		第18条の34第2項	水銀排出施設の使用の改善命令等
		第18条の36第1項	水銀排出施設の設置等の制限期間の短縮
		第18条の36第2項	水銀排出施設に係る氏名の変更・承継等の届出の受理
		第20条	自動車排出ガスの濃度測定
		第21条第1項	都道府県公安委員会への要請
		第21条第3項	道路管理者等への意見の提出
		第26条第1項	報告徴収及び立入検査
		第27条第2項	行政機関の長からの通知の受理
		第27条第3項	行政機関の長への要請
		第27条第4項	行政機関の長からの要請に係る通知の受理
		第27条第5項	行政機関の長への協議
		第28条第2項	関係行政機関の長等への協力要請等
		附則第10項	指定物質排出施設からの指定物質の排出又は飛散の抑制に関する勧告
		附則第11項	指定物質排出施設の状況その他必要な事項に関する報告要請
10	土壌汚染対策法に係る土壌汚染状況調査等に係る事務		
	土壌汚染対策法	第3条第1項	調査結果報告の受理
		第3条第1項ただし書き	人の健康に係る被害が生じるおそれがない旨の確認
		第3条第3項	土地の所有者等への廃止等の通知
		第3条第4項	調査結果報告に対する命令
		第3条第5項	ただし書きの確認を受けた土地の利用方法の変更届出の受理
		第3条第6項	土地の利用方法の変更によるただし書き確認の取り消し
		第3条第7項	ただし書きの確認を受けた土地の形質変更の届出の受理
		第3条第8項	土地の汚染状態の調査報告命令
		第4条第1項	土地の形質変更の届出の受理
		第4条第2項	土地の形質変更の届出に係る事前調査の受理
		第4条第3項	土地の汚染状態の調査報告命令
		第5条第1項	土地の所有者等に対する汚染状態の調査報告命令
		第5条第2項	土地の汚染状態の調査を自ら行う旨の公告
		第6条第1項	要措置区域の指定
		第6条第2項	要措置区域の指定に係る公示
		第6条第4項	要措置区域の指定の解除
		第7条第1項	要措置区域の汚染除去等計画の提出の指示
		第7条第2項	汚染除去等計画の提出命令
		第7条第3項	汚染除去等計画の変更の受理
		第7条第4項	実施措置の変更命令
		第7条第5項	実施措置に係る期間の短縮の通知
		第7条第8項	実施措置命令
		第7条第9項	実施報告受理
		第7条第10項	実施措置の実施

第11条第1項	形質変更時要届出区域の指定
第11条第2項	形質変更時要届出区域の指定の解除
第12条第1項	形質変更時要届出区域内における土地の形質変更の届出の受理
第12条第2項	形質変更時要届出区域内における土地形質変更者からの届出の受理
第12条第3項	形質変更時要届出区域内における応急措置による土地形質変更者からの届出の受理
第12条第4項	施行管理方針の確認を受けた土地の形質変更の届出の受理
第12条第5項	形質変更時届出区域内における土地の形質変更の施行方法に関する計画変更命令
第14条第1項	指定の申請の受理
第14条第2項	申請に係る調査の方法等を記載した書類の受理
第14条第3項	申請に係る土地の区域の指定
第14条第4項	申請に係る調査の実施状況の検査等
第15条第1項	要措置区域等の台帳の調整及び保管
第15条第3項	要措置区域等の台帳の閲覧
第16条第1項	汚染土壌の搬出時の届出の受理
第16条第2項	汚染土壌の搬出時の変更の届出の受理
第16条第3項	汚染土壌の応急措置としての搬出の届出の受理
第16条第4項	汚染土壌の搬出届出者への措置命令
第19条	汚染土壌の運搬及び処理に係る措置命令
第20条第6項	汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出の受理
第22条第1項、第22条第3項	汚染土壌処理業の許可
第22条第9項	汚染土壌処理施設の事故時の報告の受理
第23条第1項	汚染土壌処理業の変更許可
第23条第3項	汚染土壌処理業の軽微な変更の届出の受理
第23条第4項	汚染土壌処理事業の再開の届出の受理
第24条	汚染土壌処理業者への改善命令
第25条	汚染土壌処理業の許可の取り消し等
第27条第2項	汚染土壌処理に係る措置命令
第27条の2	汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認
第27条の3	汚染土壌処理業者の合併及び分割の承認
第27条の4	汚染土壌処理業の相続の承認
第27条の5	国又は地方公共団体が行う汚染土壌処理業の協議
第54条第1項	報告徴収及び立入検査
第54条第3項	汚染土壌の運搬等に係る検査等
第54条第4項	汚染土壌処理業者等に係る検査等
第55条	公共の用に供する施設管理者との協議
第56条第2項	関係行政機関への協力要請等
第61条第1項	土壌の汚染状況に関する情報収集等
第61条第2項	公共施設設置者等による土壌の汚染状況の把握



11	ばい煙及び粉じん発生施設、排水施設の設置の届出等に係る事務		
	愛媛県公害防止条例	第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第21条及び第22条第3項(これらの規定を第33条第1項及び第45条において準用する場合を含む。)、第28条第1項、第29条第1項、第30条、第36条、第37条、第38条	届出の受理
		第19条、第24条第1項、第25条第2項、第26条、第32条、第39条、第42条第1項、第43条	命令
		第20条第2項、第40条第2項	期間の短縮
		第85条第1項	報告の徴収及び立入検査(ばい煙、粉じん又は汚水等に関する規制に係るものに限る。)
		第86条第2項	公害防止責任者の届出の受理(ばい煙、粉じん又は汚水等に関する規制に係るものに限る。)
—		前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて規則で定めるもの	
12	土砂条例に係る特定事業の許認可等に係る事務		
	愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	第3条の2第2項	土地所有者等からの通報の受理
		第7条第2項	土砂基準に適合しない場合の措置命令
		第7条第3項	水質基準に適合しない場合の措置命令
		第7条の2第1項	水質検査免除の承認
		第7条の2第2項	検査結果の報告の受理
		第7条の2第3項	基準に適合しない旨の報告の受理
		第8条第2項	崩落等の防止措置命令
		第9条	特定事業の許可事務
		第10条第1項	許可申請書の受理
		第10条第2項	堆積事業に係る申請書の受理
		第11条第2項	愛媛県警察本部長の意見の聴取
		第13条	許可への条件の追加
		第14条第1項	変更の許可の事務
		第14条第2項	変更許可申請書の受理
		第14条第3項	変更届出の受理
		第15条	土砂等の搬入の届出の受理
		第15条第2項	災害発生土砂等の搬入の届出の受理
		第15条第3項	変更届出の受理
		第16条	土砂等の量の報告の受理
		第17条第1項	水質検査免除の承認
		第17条第2項	完了検査免除の承認
		第17条第3項	水質検査免除の承認
		第17条第4項	検査結果の報告及び基準に適合しない旨の報告の受理
		第18条第2項	関係書類の閲覧
		第20条第1項	特定事業完了届出の受理
		第20条第2項	完了確認及び結果通知
		第21条第2項	廃止又は休止の届出の受理
		第21条第4項	廃止に係る現地確認及び結果通知
		第22条第2項	承継の届出の受理
第22条の2		許可業者への改善命令	

		第23条第1項	許可の取消し及び停止命令
		第24条第1項	無許可業者への措置命令
		第24条第2項	許可業者への措置命令
		第26条第1項	報告徴収及び立入検査等
13	犬、猫の引取りに係る事務		
	動物の愛護及び管理に関する法律	第35条第1項、第2項、第3項	犬又は猫の引取り及び当該犬又は猫の知事への引渡し（この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。）
14	建築物衛生管理業に係る業者登録等に係る事務		
	建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同施行規則	第12条の2第1項、第2項	登録
		第12条の4	登録の取消し
		第12条の5第1項、第2項	報告の徴収及び立入検査
		省令第32条	登録証明書の交付
		省令第33条第1項、第2項	変更又は廃止の届出
15	第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出及び特定（危険）動物の飼養許可に関する事務		
	動物の愛護及び管理に関する法律（同施行規則、特定動物の飼養又は保管の方法の細目（環境省告示））	第10条第1項	第一種動物取扱業の登録
		第11条（第13条第2項、第14条第4項の準用規定含む。）	第一種動物取扱業者登録簿への登録及び通知
		第12条（第13条第2項、第14条第4項の準用規定含む。）	第一種動物取扱業者登録簿への登録の拒否及び通知
		第13条第1項	第一種動物取扱業の登録の更新
		第14条第1項、第2項、第3項	第一種動物取扱業の登録事項の変更の届出の受理
		第15条	第一種動物取扱業登録簿の閲覧
		第16条第1項（第24条の4の準用規定含む。）	第一種、第二種動物取扱業廃業等の届出の受理
		第17条	第一種動物取扱業の登録の抹消
		第19条第1項	第一種動物取扱業の登録の取消し及び業務の停止命令
		第19条第2項	第一種動物取扱業の登録の取消し等の通知
		第22条第3項	動物取扱責任者研修の実施
		第22条の6第2項	犬猫等販売業者からの犬猫等の個体に関する届出の受理
		第22条の6第3項	犬猫等販売業者に対する犬猫等の検索書等の提出命令
		第23条（同条第1項及び第3項の規定を法24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）	動物の管理方法等に関する基準等の遵守違反に対する改善勧告及び命令
		第24条第1項（第24条の4の準用規定含む。）	第一種、第二種動物取扱業者からの報告の徴収及び立入検査
		第24条の2	第二種動物取扱業の届出の受理
		第24条の3	第二種動物取扱業の届出事項の変更の届出
		第26条第1項	特定動物の飼養又は保管の許可
		第27条第2項（第28条第2項の準用規定含む。）	特定動物の飼養又は保管の許可への条件の付加
		第28条第1項	特定動物の種類等の変更の許可
		第28条第3項	軽微な変更の届出の受理
		第29条	特定動物の飼養又は保管の許可の取消し
		第32条	特定動物飼養者に対する措置命令
	第33条第1項	特定動物飼養者からの報告の徴収及び立入検査	
16	廃棄物再生事業者登録に係る事務		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則	第20条の2	登録
		政令第19条	登録証明書の交付
		政令第20条	変更の届出の受理
		政令第21条	休廃止の届出の受理
		政令第22条	登録の取消し

【Ⅶ 活力のある商工業によるまちづくり：4パッケージ】

NO	事務内容		
	根拠法令名	条 項	
1	特定商工業者の該当基準の引上げの許可等に係る事務		
	商工会議所法	第7条第2項	特定商工業者の該当基準の引上げの許可
		第10条第2項、第3項	法定台帳の作成期間の延長の承認
		第12条第1項	負担金の賦課の許可
		第46条第5項	定款の変更の届出（法第25条第5号、第9号から第11号まで、第16号、第17号、第19号及び第20号の事項に係るものに限る。）
		第57条	収支決算等の報告の受理
		第58条第1項	報告の徴収及び検査
		第59条第1項	警告及び業務の停止
		第59条第4項	意見の聴取
政令第7条第2項		経済産業大臣への報告	
2	商工会の設立の認可等に係る事務		
	商工会法	第23条第1項	商工会の設立の認可
		第23条第3項、法第44条第4項、第48条第5項、第52条の2第5項	設立等の認可に係る意見の聴取
		第24条、第44条第4項、第48条第5項、第52条の2第5項、第54条第4項	設立等の認可又は不認可の通知
		第42条第5項	総会等の招集の承認（第48条第5項において準用する場合を含む。）
		第44条第2項	定款の変更の認可（第48条第5項において準用する場合を含む。）
		第49条	事業報告書等の受理
		第50条第1項	報告の徴収及び立入検査
		第51条第1項	警告及び処分
		第51条第2項	警告及び設立の認可の取消し
		第51条第3項	商工会の地区の変更及び解散の勧告
		第51条第4項	勧告に従わない場合の設立の認可の取消し
		第51条第5項	意見の聴取
		第52条第2項	解散の届出の受理
		第52条の2第2項	合併の認可
		第53条	清算人の選任
		第54条第1項、第2項	財産処分の方法の認可
第54条の3		清算終了の届出の受理	
3	大規模小売店舗の新設の届出等に係る事務		
	大規模小売店舗立地法	第5条第1項	新設の届出受付
		第5条第3項	公告・縦覧
		第6条第1項	変更の届出受付
		第6条第2項	変更の届出受付
		第6条第3項	公告・縦覧等
		第6条第5項	届出の受付
		第6条第6項	届出の公告
		第7条第3項	県の意見の申述
		第8条第1項	届出の公告の通知等
		第8条第2項	意見書の受付
		第8条第3項	市町村意見等の公告・縦覧

		第8条第4項	届出に係る意見の申述等
		第8条第6項	意見の概要の公告・縦覧
		第8条第7項	変更の届出等の受付
		第8条第8項	公告・縦覧等
		第9条第1項	措置の勧告
		第9条第3項	勧告内容の通知等
		第9条第4項	変更の届出の受付
		第9条第5項	公告・縦覧等
		第9条第7項	公表
		第11条第3項	地位承継の届出の受付
		第12条	関係行政機関等への協力要請
		第14条第1項	報告の徴収
		第14条第2項	報告の徴収
		附則第5条第1項	変更の届出受付
4	商店街整備計画の認定等に係る事務		
	中小小売商業 振興法	第4条第1項	商店街整備計画の認定
		第4条第2項	店舗集団化計画の認定
		第4条第3項	共同店舗等整備計画の認定
		第4条第6項	商店街整備等支援計画の認定
		第4条第8項	協議（政令第9条第3項において準用する場合を含む。）
		第13条第1項	報告の徴収
		政令第9条第1項	高度化事業計画の変更の認定
		政令第9条第2項	高度化事業計画の認定の取消し

【Ⅷ 健康増進のまちづくり：3パッケージ】

N O	事務内容		
	根拠法令名	条 項	
1	地域連携薬局等の認定及び薬局等の開設者に対する立入検査等に係る事務		
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第6条の2第1項	地域連携薬局の認定
		第6条の2第4項	地域連携薬局の認定の更新
		第6条の3第1項	専門医療機関連携薬局の認定
		第6条の3第5項	専門医療機関連携薬局の認定の更新
		第69条第3項	薬局開設者又は地域連携薬局等の開設者に対する報告の徴収及び立入検査等
		第72条第5項、第72条の2第3項	地域連携薬局等の開設者に対する改善命令等
		第75条第4項、第5項	地域連携薬局等の認定の取消し
		政令第2条の8第1項	地域連携薬局等の認定証の書換え交付
		政令第2条の9第1項	地域連携薬局等の認定証の再交付
		政令第2条の9第3項、第2条の10	地域連携薬局等の認定証の返納の受理
		政令第2条の11第1項	地域連携薬局等の認定台帳の備付け
省令第16条の3第1項、第3項	地域連携薬局等の変更の届出の受理		
2	薬剤師免許に係る事務		
	薬剤師法	第9条	知事を経由する同条の規定に基づく氏名等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付
		第2条	薬剤師の免許の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付並びに免許証の交付
		政令第5条第2項	薬剤師名簿の訂正の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付
		政令第6条第1項	薬剤師名簿の登録の消除の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付
		政令第8条第2項	免許証の書換え交付の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付並びに免許証の交付
		政令第9条第2項	免許証の再交付の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付並びに免許証の交付
		政令第9条第5項、第10条	知事を経由するこれらの規定に基づく免許証の返納の受付及び知事への送付
3		医療・薬局機能情報提供制度に関する事務	
	医療法	第6条の3第1項	診療所及び助産所に関する情報の報告の受理
		第6条の3第2項	診療所及び助産所に関する情報の変更の報告の受理
		第6条の3第4項	診療所及び助産所に関する情報の報告内容の確認に係る情報提供の要求
		第6条の3第8項	診療所及び助産所に関する情報の報告等の命令
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第8条の2第1項	薬局に関する情報の報告の受理
		第8条の2第2項	薬局に関する情報の変更の報告の受理
		第8条の2第4項	薬局に関する情報の報告内容の確認に係る情報提供の要求
		第72条の3	薬局に関する情報の報告等の命令